

雇用調整助成金 持続化給付金

について、わかりやすくご説明します。

説明会

2020年
6/11
木曜日

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、売上減少や生産調整など、大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし再起の糧としていただくための制度説明会を開催します。

〈雇用調整助成金〉講師 / **高安 健介**

◆社会保険労務士

〈持続化給付金〉講師 / **高橋 健太**

◆マーケティングプランナー・税務会計監査担当

『雇用調整助成金』とは？

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により売上が減少した事業者が、休業手当等を支給して従業員を一時的に休ませ、雇用の維持を図った場合、政府がその費用の一部を助成する制度です。

今回、制度の改正、拡大にともない本制度の利用を検討している事業主の皆さまに向けて、最新情報をわかりやすく解説します。

説明会 開催時間

説明会 開催時間		※	該当
1部 13:00～	13:00～14:00	雇用調整助成金について	
	14:15～14:45	持続化給付金について	
2部 15:00～	15:00～16:00	雇用調整助成金について	
	16:15～16:45	持続化給付金について	

会場 **かみす防災アリーナ**

定員 1部、2部 各30名 ※定員になり次第締切ります

申込方法 この用紙に必要事項をご記入の上、神栖市商工会本所までFAXにてお申込みください。

《FAX》**0299-92-9360**

※ご希望の参加項目に○をお付けください

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用と体調のすぐれない方の参加はご遠慮ねがいます

詳細は神栖市商工会ホームページでも確認できます。

<http://www.kamisu.or.jp>

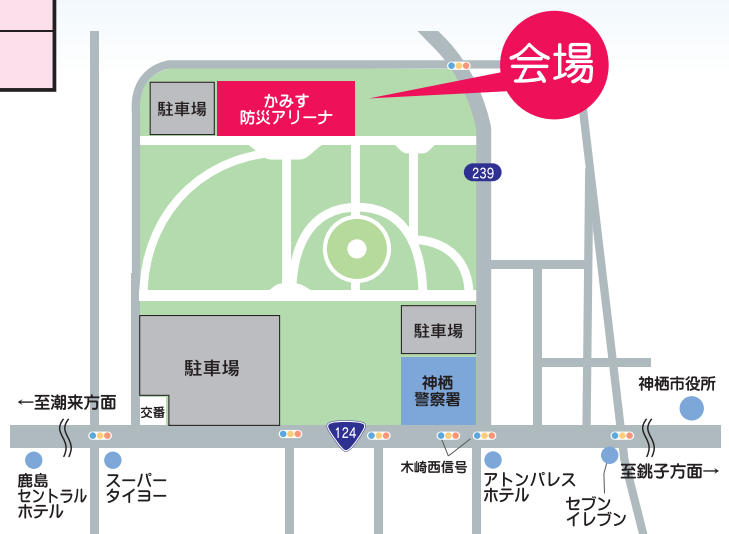
《お問合せ》 **神栖市商工会** 神栖市溝口4991番地 《TEL》**0299-92-5111**

『持続化給付金』とは？

給付額 法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売り上げからの減少分を上限とします。

支給対象

- 売上が前年同月比で50%以上減少していること。
- 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。



(フリガナ) 氏名	-----	事業所名	
住所 (事業所)		FAX	()
TEL	()	携帯	()